令和８年１月１４日宣告

令和６年（わ）第３２８号　被告人３名に対する各傷害致死、死体遺棄被告事件

判　　決

主　　文

被告人Ａを懲役４年に、被告人Ｂ及び被告人Ｃをそれぞれ懲役３年に処する。

被告人３名に対し、未決勾留日数中各６６０日を、それぞれその刑に算入する。

被告人Ｂ及び被告人Ｃに対し、この裁判が確定した日から５年間それぞれその刑の全部の執行を猶予する。

理　　由

【罪となるべき事実】

被告人３名は、Ｄと共謀の上、

第１　令和５年６月１９日、神戸市ａ区ｂ町ｃｄ番地ｅ号被告人ら方において、被告人Ａの実子であるＥ（当時６歳）に対し、床にうつ伏せにしたＥの背部を鉄パイプで多数回殴り、Ｅの背中の上に乗って多数回飛び跳ねたり踏みつけたりするなどの暴行を加え、よって、同日、同所において、Ｅを外傷性ショックにより死亡させた。

第２　同日、同所において、Ｅの死体をキャリーケース内に隠匿した上、同日午後４時５４分頃から同日午後５時２２分頃までの間に、同キャリーケースを同市ａ区ｆ町ｇｈ番地南方約８０メートル付近の草むらに運搬して投棄し、もって、死体を遺棄した。

【争点に対する判断】

第１　争点等

被告人３名が、Ｄと共謀の上、公訴事実記載の各日時、場所において、Ｅに対し、暴行を加え、同暴行によりＥを外傷性ショックで死亡させたこと及びＥの死体を遺棄したことについては当事者間に争いがなく、関係各証拠によって、判示のとおりの事実が認められる。

本件の主たる争点は、被告人Ｂ及び被告人Ｃの共謀の範囲（争点１）と、両被告人の適法行為の期待可能性の有無（争点２）である。

共謀の範囲につき、検察官は、従前から、Ｄの命令によりＥに対して被告人３名が暴行を加える、という流れができており、その流れの中での暴行である本件犯行について、被告人Ｂ及び被告人Ｃも全体として責任を負うべきであると主張する。これに対し、被告人Ｂ及び被告人Ｃの各弁護人は、本件当日の朝食後のＤ及び被告人Ａによる暴行（以下、朝食前の暴行を「第１暴行」といい、朝食後の暴行を「第２暴行」という。）は、被告人Ｂ及び被告人Ｃとの共謀に基づくものではないと主張する。

期待可能性につき、検察官は、本件で物理的・具体的な強制状況はないこと、被告人Ｂ及び被告人ＣもＤの命令に盲目的に従っていたのではなく心理的な強制の程度も大きくないことなどを指摘して、両被告人とも、自由な意思に基づき、適法行為を決定することが不可能な極限状態に追い込まれていたとは評価できないとして、適法行為の期待可能性があった旨主張する。これに対し、被告人Ｂの弁護人は、被告人Ｂには軽度知的障害があり、また社会経験もほとんどなく、被暗示性の高さからＤの「警察官のトップ」などの発言を信じており、Ｄによる情報遮断等の影響も受けていた上、Ｄによる自身や被告人Ｃらに対する暴力への恐怖もあったことなどから、本件当時、被告人Ｂには適法行為の期待可能性がなく無罪であると主張する。また、被告人

Ｃの弁護人は、被告人Ｃは、知的能力は境界域にあり、社会経験もなく、特殊で深い関係である双子の姉の被告人Ｂの影響等もあり、Ｄによるマインドコントロールの強い影響下にあったものであり、これに加えて、暴力の恐怖による支配もあり、本件当時、Ｄに意思決定を操作され、自由に意思決定できる状況ではなかったことなどから、被告人Ｃには、適法行為の期待可能性がなく無罪であると主張する。

当裁判所は、第２暴行を含む本件当日の暴行全体について、被告人３名とＤによる当初の共謀に基づくものと認め、また、被告人Ｂ及び被告人Ｃのいずれも本件当時、適法行為の期待可能性があったと認めたので、以下その理由を述べる。

第２　事実関係等

具体的かつ詳細であって信用性が最も高い被告人Ｃの供述を中心に、被告人Ａ及び被告人Ｂの供述等、関係各証拠を併せると、以下の事実等が認められる。

１　当事者等

Ｅは、被告人Ａの子であり、被告人Ａは、平成２９年６月２日、長男Ｅを出産した。

被告人３名とＤは、いずれも母であるＦの子できょうだいである。昭和６３年に被告人Ａが長女として出生し、平成３年にＤが出生し、平成４年に被告人Ｂ及び被告人Ｃが双子として出生した。なお、きょうだいには、ほかに、平成元年に出生した長男Ｇがいる。

被告人Ａは、養護学校卒業後、通販会社に就職し、一度、Ｇと二人暮らしをしてＦの下を離れたが、退職後、再びＦの下に戻り、その後、Ｅを出産した。

Ｄは、１６歳頃、Ｆに暴力を振るってけがを負わせたことから、精

神科病院に入院し、以降、Ｆや被告人らとは離れて生活をしていた。

被告人Ｂと被告人Ｃは、養護学校を卒業後、生活保護費を維持したいとのＦの意向により、就職せず、Ｆの下で、被告人ら宅内で生活をしており、被告人Ｃは潔癖症のため家事ができず、もっぱら被告人Ｂが家事をするなどして生活していた。

令和４年１２月上旬にそれまで被告人らとは別の場所で生活をしており、交流も途絶えていたＤが判示の被告人ら宅に来て同居するようになるまでは、被告人３名と、Ｆ及びＥの合計５人が、被告人ら宅で同居して生活をしていた。被告人３名及びＦは、当時、いずれも無職であり、被告人Ｂと被告人Ｃには、家族のほかに外部の友人などの付き合いもなかった。Ｅは、保育園に通園していた。

２　Ｄが被告人ら宅に来てから犯行前日までの状況

令和４年１２月上旬、Ｄが突然被告人ら宅にやって来た。そして、被告人らに対し、「お金持ちになった」、「神様になった」、「警察官のトップになった」などと言った。Ｄは、被告人ら宅の場所が分かった理由について、「区役所を買収したから」などと言い、来た理由については、「助けに来た。救いに来た」などと言っていた。そして、Ｄが、被告人ら宅で同居して生活をするようになった。

Ｄは、同月中に、被告人Ａに無理やり性交するなど、被告人Ａに対する性暴力を始めた上、Ｅや被告人Ａに対して殴るなどの暴力を加え始めた。

Ｄによる暴力は、次第に激しくなり、令和５年１月中旬頃（以下、同年中の出来事について、年の記載を省略することもある。）までは素手で殴るなどであったものが、その後、ペットボトル、孫の手、マジックハンドや、鍋、包丁、フライパン、金属製の食品トレイなどを用

いるようになった上、５月頃からは竹の棒で殴るようになり、６月からはハンガーポールの一部である本件犯行に用いられた鉄パイプで殴るようになった。Ｄは、被告人Ａを竹の棒で叩いたところ折れたため、鉄パイプを見付けてきて、「これなら折れないわ」などと言い、鉄パイプで被告人Ａの背中を殴ったものであり、その際鉄パイプが曲がった。Ｄによる暴力の対象も、当初はＥと被告人Ａだけであったが、次第にＦや被告人Ｂも暴力を受けるようになり、遅くとも６月には被告人Ｃも暴力を受けるようになった。家族の中で最も激しい暴力を受けていたのは、被告人ＡとＥであった。

Ｄは、被告人３名に命令して、Ｅや他の家族を殴らせることもあった。被告人らが、暴力を止めに入ったり、かばったりすることもあったが、暴力は止まず、Ｄは、止めた側に暴力を振るい、さらに、それまで暴力を受けていた側に、より酷い暴力を振るうようになった。５月には、Ｄは、自分の誕生日を被告人らに祝わせたが、その後、Ｄは、Ｅの誕生月である６月を「地獄の月にしてやる」などと言った。

６月からは、Ｅや被告人らに対するＤの暴力は、一層激しくなり、本件犯行前の１週間はこれまでで最も激しいものとなっていた。

本件前日には、Ｄは、被告人らに対し、包丁で脅しながら、助けを呼ぶ練習をするように命令し、被告人らが、「誰か、助けて」などと大声で叫んだが誰も来なかった。Ｄは、「これで分かったか。俺は警察官のトップで、お金持ちやから誰も来ないし、警察も来ない」と言った。

Ｄは、自分のことを「キング」、「王様」と称し、被告人Ａについては「クイーン」と言いながら、「クイーンでも奴隷になるんだぞ」などと言い、その他の４名については「奴隷」、「ペット」などと言っていた。Ｄは、被告人３名やＥ、Ｆの寝る時間、起きる時間などを決め、食

事の内容を決めて制限するなど、生活全般を支配した。また、Dは、２階建ての被告人ら宅の玄関や各部屋に鍵を取り付けたり、窓に目張りを施すなどして被告人３名の移動を制限し、被告人３名の携帯電話機を管理して被告人らの行動を見張っていた。

Eは、１月頃までは、ほとんど欠席することなく保育園に通園していたが、２月頃からは保育園を休みがちになり、４月２１日が最後の通園となった。

５月１日には、被告人ら宅の２階窓からEが外に向かって、「お腹空いた、家に誰もいない、怖いよ。」と言いながら泣いていることに、Eが通園している保育園の保育士が気付き、同保育士の連絡によって副園長や区役所職員が駆けつけた。しかし、DとFが応対し、DがEは最近被害者の振りをする、家族に暴力を振るうなどと言い、最終的にはDとFが、Eの面倒をこれ以上見れないので児童相談所に預けたいと言うなどし、副園長と区役所職員は被告人ら宅から立ち去った。その際、被告人Bと被告人Cは、Dに命じられて家の中に入り、副園長らについては、被告人Bは知らない人であると思い、被告人CはDの味方であると思って、両被告人とも副園長らに助けを求めることはしなかった。結局、こども家庭センターでは、５月中旬頃、Dの申立てによりEの一時保護を見送り、被告人らの家庭に対する助言指導を終結した。

３　本件犯行当日（６月１９日）の起床時から第１暴行までの状況

⑴　６月１９日午前５時頃から午前７時頃（以下、同日中の出来事については、月日の記載を省略することもある。）の間に、被告人Aが、２階の南側居室で寝ていた被告人B、被告人C、F及びEに対して、「起きろ。さっさと下りてこい。」と声をかけた。

被告人Ｃらは起きて階段を下りて１階に向かったが、Ｅの歩き方は普通ではなく「ペンギン歩き」のようであり、階段の真ん中辺りで座り込み、手を使いながら階段を下り、大便を漏らした。それを見たＤは、被告人Ｂ、被告人Ｃ及びＦに対して、掃除をするよう命令し、被告人Ｃは床を、被告人Ｂは階段をそれぞれ掃除し、ＦはＥの体を拭いた。

⑵　第１暴行の状況

１階のリビングダイニングにおいて、Ｄは、「Ｅ、こっち来い。」とＥを呼びつけ、「Ｅ、床に転べ。」と命令した。Ｅは「嫌だ、嫌だ。」と言ったが、Ｄが再度「床に転べ。」と命令すると、Ｅは正座して両腕を前に持っていき、体を前に倒して丸まったところ、Ｄは「違うだろう。」と言って、Ｅの両手と両足を伸ばしうつ伏せにさせた。そして、Ｄは、被告人Ｂに対してＥの両手を、被告人Ｃに対してＥの両足を押さえるよう命令した。

Ｄの命令に従い、被告人Ｂは、Ｅの頭の方へ移動して座り、両手でＥの両手を持ち、被告人Ｃは、Ｅの足元に移動して正座し、両手の親指と人差し指でＥの両足首をつかんだ。

Ｄは、被告人Ａに近付いて鉄パイプを渡しながら耳打ちしてから、「叩け。」と言った。被告人Ａは、「お前なんて嫌いだ。」と言いながら、鉄パイプを振り上げて、多数回Ｅの背中を叩き、Ｅは「痛い、痛い。」と何度も叫んでいた。被告人Ｂは、Ｅの両手を持っていたが、被告人Ａが振った鉄パイプがＥの頭に当たりそうになるのを見て、Ｅの頭を守るため、両手でＥの頭を抱えるような姿勢を取った。

４　犯行当日の朝食時から２階に上がるまでの状況

⑴　その後、Ｄは、Ｅを椅子に座らせようと両手で持ち上げて移動さ

せたが、Ｅは「痛い、痛い。」と言って、足をばたつかせていた。そして、ＤがＥを椅子に座らせると、Ｆが用意した朝食を皆で食べることとなった。

椅子に座っているＥの様子を見て、Ｄが体温計を持ってくるよう言い、被告人Ｂが体温計を持ってきて、ＦがＥの体温を測ったところ、４０度近い熱があった。Ｄは、味覚検査だ、コロナ検査だなどと言ってＥに抹茶味のチョコレートを食べさせたところ、Ｅが味を当てたことから、その褒美として菓子を渡したものの、Ｅは食べたそうに見ているだけでそれを食べることはなかった。

その後、Ｅは、朝食として用意された食パンを一口かじったものの、咀嚼するのみで、飲み込むことができなかった。

⑵　ＤはＥの様子を見て、被告人Ｂと被告人Ｃに対し、「昨日、何があったか話せ。」と言い出したので、被告人Ｃが「寝ていました。」と答え、被告人Ｂが「Ｅを、昨日見張ってて、Ｃと交代して寝た。」と答えると、Ｄは、鉄パイプで被告人Ｂ及び被告人Ｃの顎を殴打した。その後、Ｄは、過去を見て来た、Ｅは被告人Ｂと被告人Ｃに押さえられて背中を叩かれた、Ｆに命令されてそうしたんだろうなどと言って、被告人Ｂに鉄パイプを渡してＦを叩くよう命令し、続いて被告人Ｃ及び被告人Ａにも命令して、Ｄも含めた４人でＦを鉄パイプで叩いた。Ｄは、階段下の押入れを開けて、Ｆに中に入るように言い、Ｆが中に入ると、Ｄは押入れの鍵を閉め、Ｆを閉じ込めた。そして、Ｄが、「２階に上がるぞ。」と言い、Ｄ、被告人Ａ、被告人Ｂ、被告人Ｃの４人で２階に上がった。Ｅは、１階のリビングダイニングの椅子に座ったままであった。

５　２階に上がってから第２暴行が終了するまでの状況

⑴　２階の南側居室において、Ｄは、被告人Ｃに対し、Ｆのベッドにうつ伏せになるように言い、被告人Ａに鉄パイプを渡した上で、被告人Ｂに対し、昨日何があったのか聞いてきた。被告人Ｂが、「Ｅ、見張ってて、Ｃと交代して寝た。」と答えると、Ｄは、被告人Ａに被告人Ｃを叩くよう命令し、被告人Ａは、被告人Ｃを鉄パイプで多数回叩いた。Ｄは、被告人Ｂに対し、被告人Ｃと交代するように言い、被告人Ｂがうつ伏せになると、Ｄは、同様に、昨日何があったのか被告人Ｃに聞いてきた。被告人Ｃは、被告人Ｂが叩かれないよう、Ｄに話を合わせて「Ｄ様の言うとおりです。」などと言ったが、Ｄは納得せず、被告人Ａに命令して、被告人Ｂも鉄パイプで多数回叩かせた。被告人Ｃが被告人Ｂのそばに行って大丈夫かと声をかけると、Ｄは被告人Ｃに鉄パイプを渡して、「かかってこい。」と言ったことから、被告人Ｃは鉄パイプを受け取り、Ｄに向けて振り下ろしたが、Ｄはこれを受け止めて、被告人Ｃをベッド上に倒した。その後も、被告人Ｃは、Ｄの命令で素手で向って行ったが、Ｄにベッド上に倒され、首元を鉄パイプで押さえ付けられて、「これで分かったか。逆らうなよ。」と言われたことから、「逆らいません。ごめんなさい。」と何回も言った。そして、Ｄが「１階に下りるぞ。」と言い、４人は１階へ下りた。

⑵　第２暴行の状況等

１階のリビングダイニングでは、Ｅは椅子に座ったままであった。Ｄが、ＤＶＤを見ようと言い出し、全員でＤＶＤを見ることとなった。Ｅが横目でテレビを見ていたことから、Ｄは、Ｅに「テレビ見いひんのか。」と言い、Ｅが体を揺らしてテレビの方を向こうとしていると、立ったままＥの首を前から両手でつかみ、３０秒から１分

間程度持ち上げた。Ｅの足は床から浮いており、足をばたつかせてＤの腹部を蹴っていた。Ｄは、被告人Ｃらに対し、「お前らもこうなるからな。逆らうなよ。」などと言い、被告人Ｃは、「はい、分かりました。」と答えた。

なお、被告人Ｂは、ＤＶＤを見ている途中で、洗濯物を干すため２階に行った。

その後、ＤはＥをまた椅子に座らせ、テレビを見るよう言ったが、Ｅは斜め上を向いて口を開けていた。Ｄは、Ｅの方を向き、「テレビ見ないのか。」と言って、Ｅの両脇に手を差し入れ、床上にうつ伏せにさせ、被告人Ａに鉄パイプを渡し、「お前の子だよ、叩け。」と言った。被告人Ａは、鉄パイプでＥの背中を多数回叩き、Ｅは、「痛い、痛い。」と言っていた。そして、Ｅが、「アヒュー、アヒュー」と異常な呼吸をし始めたところ、Ｄは「気色悪い呼吸やな。」と言って、Ｅの脇をつかみ、階段下の押入れ横まで引っ張っていき、Ｅの背中の上で多数回飛び跳ね、また、片足ずつＥの背中を多数回踏みつけた。その後、ＤはＥを椅子に座らせたものの、Ｅは、顔が斜め上を向き、口は開き眼は閉じていた。Ｄは、Ｅのそばに行き、手のひらをＥの顔に近づけると、「息してない。」と言って、Ｅを仰向けに寝かせた。

その後、被告人Ｂが、２階から下りてきて、被告人Ｃに、何があったのか尋ねると、被告人Ｃは、Ｅが死んでしまったと答えた。

6　第２暴行終了以降の状況

⑴　Ｄは、Ｅの心臓の音を聞いた後、被告人Ａらに対しても、Ｅの心臓の音を確認するよう命令した。被告人３名は、いずれも心臓の音を確認できなかったが、Ｄに言われて、聞こえる旨答えた。その後、Ｄは、被告人Ｃに命令して、Ｆを階段下の押入れから出し、ＦにＥ

の人工呼吸をするように命じ、Ｄは、「俺は心臓マッサージをする。」と言って、Ｅの腹部を押さえていた。

⑵　その後、全員で昼食を取ったり、Ｄの命令で昼寝をしたりした後、Ｄが「旅行に行くぞ。」と言い出した。被告人Ｂと被告人Ｃが、Ｄの命令で着替えたり、被告人Ｂが、Ｄの命令を受けた被告人Ａに頼まれて１階の倉庫にキャリーケースを取りに行ったりした。そして、Ｄが、被告人Ａと被告人Ｂに対して、Ｅの死体をキャリーケースに入れるよう命令したものの、二人が行わなかったことから、ＤがＥの身体を折り曲げ、キャリーケース内に入れた。

Ｄが、「Ｅを捨てに行くぞ。」と言い出し、Ｄと被告人３名で被告人ら宅の外に出た。キャリーケースは、Ｄの命令で被告人Ｂが持ち出したが、Ｄに音を鳴らすなと言われたため、被告人Ｂはキャリーケースを持ち上げて、先を歩くＤと被告人Ａの後を追い掛けた。被告人Ｃは、被告人Ｂと一緒に歩いていたが、被告人Ｂが重たそうにしていたことから、二人でキャリーケースを持つこととし、途中からは被告人Ａに言われ、キャリーケースを引いた。そして、被告人ら宅から約８６０メートル離れている草むらまで行くと、Ｄは、「ここでいいわ。」と言い、被告人Ｂと被告人Ｃに命じてキャリーケースをウェットティシュで拭かせた上、Ｅの死体が入ったキャリーケースを投げ捨てた。

帰宅途中、被告人Ｂが財布を落としたと言い出し、捜したが見つからなかったことから、Ｄの命令により被告人Ｂと被告人Ｃが被告人ら宅近くの交番に行くこととなった。交番で、被告人Ｃは、警察官にＥが死亡したことなどを伝えようと思ったものの、携帯電話にＤ、被告人Ａ、Ｆと立て続けに電話がかかってきたことから、Ｄに

見張られていると思い、また、警察官も、被告人Ｃの顔にあざがあることや被告人Ｂ及び被告人Ｃの挙動が不審であることに気付かなかったので、やはりＤの味方だと思い、伝えることができなかった。

7　被告人Ｂの暴行について

ところで、被告人Ｂは、当公判廷において、第１暴行の際、ＤからＥの手を押さえるよう命令されたものの、Ｅの手を持つことはなかった旨供述している。しかし、被告人Ａは、当公判廷において、被告人ＢがＥの両手を持っていた旨供述しているところ、同供述は、Ｄが、被告人Ｂに対し、Ｅの両手を押さえるように命令していること、被告人Ｂが、これを受けて、うつ伏せになっているＥの両手のある頭側に移動して座っていることなどの事実関係と整合している上、当時のＤと被告人Ｂの関係性や、それまで被告人ＢがＤの命令でＥに暴行を加えていたという経緯からすると、被告人ＢがＤの命令に従わないとは考え難いことからも自然な内容である。また、被告人Ａは、捜査段階から前記公判供述と同旨の供述をしており、当公判廷においても、当初は被告人Ｂの頭だけ見えていて手元は見えなかったと述べていたものの、検察官や自身の弁護人から同場面のことを繰り返し聞かれ、前記のとおり、被告人ＢがＥの両手を持っていたことを思い出した旨供述するに至っている。被告人Ａに、被告人Ｂにとって不利な虚偽供述をする動機が見当たらないことからも、被告人ＢがＥの手を持っていたという被告人Ａの前記公判供述は十分に信用できる。

これに対し、被告人Ｂは、当初はＥの頭を持ったなどと少なくともＥの頭に手で触れていたとの供述をしていたところ、検察官から頭を抱えるだけでも暴行に当たると指摘されるや、両手でＥの頭を覆うように抱えただけでＥには触れていない旨供述するようになるなど、供

述が不自然に変遷している上、Ｅの死が心理的負担となり、本件犯行前後の記憶に健忘も見られる。また、Ｄと被告人Ｂの関係性や経緯等からすれば、被告人ＢがＤの命令に従わなければ、Ｄがこれを叱責等するはずであるところ、被告人Ｂの供述によると、Ｄは被告人Ｂのすぐ近くにおり、被告人ＢがＤの命令に反してＥの手を押さえなかったというのに、Ｄから何らの指摘もなかったというのであって、その供述内容も不自然である。以上によれば、Ｅの両手を持っていないとの被告人Ｂの前記供述は信用できない。

したがって、被告人Ｂが、Ｄの命令を受け、両手でＥの両手を持った事実が認められる。なお、その後、鉄パイプからＥの頭を守ろうとして両手でＥの頭を抱えるような姿勢を取ったとの被告人Ｂの供述は、被告人Ａの供述等にも照らしても、これを排斥できない。

第３　共謀の範囲（争点１）について

１　前記認定の事実関係によれば、第１暴行の際に、Ｄが、被告人Ｂと被告人Ｃに対してＥの手足を押さえるように、被告人Ａに対してはＥを鉄パイプで叩くようにそれぞれ命令し、同命令に従い、被告人ＢはＥの両手を持ち、被告人ＣはＥの両足首をつかみ、被告人ＡがＥの背中を鉄パイプで殴打したのであるから、これによって、Ｄと被告人３名との間で、Ｅに対する暴行の共謀が成立したものと認められる。

２　そこで、被告人Ｂと被告人Ｃの両被告人が直接暴行に加わっていない第２暴行について、上記共謀の範囲に含まれるか検討する。

第１暴行と第２暴行についてみると、同一の被害者に対する暴行であるところ、同一日の午前中に行われており、場所も被告人ら宅の１階リビングダイニングと同一である。また、いずれの暴行も、大便を失禁したり、自分の思いどおりに動かなかったりしたＥに対して、Ｄ

が苛立ち行ったもので、動機、経緯が共通しており、Dが被告人Aに命令して又は自ら行ったもので、鉄パイプが用いられるなど、態様も類似している。そして、本件当日以前から、Dが自ら又は被告人3名に命令して、Eに暴行を加え、その暴行を被告人3名が黙認するということが日常的に繰り返されており、本件当日も同じ流れによってEに対する暴行が加えられたと認められる。

これらの事情からすれば、第2暴行は、第1暴行を前提としてなされた、Eに対する暴行として一連一体のものと評価するのが相当であり、第1暴行とは別に、新たな犯意、共謀に基づき行われたものということはできず、第1暴行における共謀に基づく行為と認められる。

3　被告人B及び被告人Cとも、共謀関係から離脱したと評価されるような行動を何らとっていないことからすると、Dと被告人3名との間で、第1暴行の際、Eに対する暴行の共謀が成立し、同共謀に基づき、第1暴行及び第2暴行が行われたものと認められ、したがって、被告人B及び被告人Cは、第2暴行についても共同正犯としての責任が認められる。

第4　適法行為の期待可能性の有無（争点2）について

1　被告人B及び被告人Cの鑑定結果等

被告人3名とDについては、H医師が、起訴前に、I臨床心理師と共に、精神鑑定（以下「本件鑑定」という。）を行っている。被告人B及び被告人Cの期待可能性の有無を検討するにあたり、本件鑑定における心理学的考察については、その前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的事情が認められるのでない限り、その意見を十分尊重すべきであると考えられる。

H医師は、精神科の医師としての十分な知見を有し、多数の精神鑑

定の経験も有している上、本件について十分な鑑定資料を基に精神鑑定をしているものであり、本件鑑定の内容は、十分に信用性が認められる。

本件鑑定によれば、被告人Ｂ及び被告人Ｃの特性等は、以下のとおりである。

⑴　被告人Ｂの特性等

被告人Ｂは本件犯行当時、軽度知的障害(全ＩＱ６３)に罹患しており、元来の記憶力の弱さに加え、Ｅの死が心理的負担となったことによる心因性健忘がみられ、本件犯行前後の記憶に健忘がある。また、心理検査の結果によれば、被告人Ｂは、顕著な被暗示性の高さがあり、双子の妹である被告人Ｃと心理的世界を共有しながら生活していた。そうした中、突然やってきたＤが、自分が「神」、「警察官のトップ」であるといった妄想様の発言をしたところ、被告人Ｂの社会経験のなさや被暗示性の高さなどから、こうした発言を信じるに至った。そして、被告人Ｂは、Ｄとの支配・被支配関係の中で玄関等に鍵をかけられ逃走経路もなく、物理的心理的に共生する被告人Ｃを人質に取られた状況であった。こうした中、周囲が誰も助けてくれないと信じ込まされ、激しい暴力を振るうＤを信頼し、逮捕直後にＤに対する好意を述べていた。Ｄは洗脳に近い手法を用い、被告人Ｂは自身や家族に対する暴力に恐怖を感じる中でＤの言葉を信じマインドコントロール下にあった。

⑵　被告人Ｃの特性等

被告人Ｃは、本件犯行当時、強迫性障害に罹患しており、知能は境界域（全ＩＱ７６。普通域に近い境界水準）に属する。被告人Ｃは、社会経験もなく外的世界への防衛機能が脆弱であったところ、

双子の姉である被告人Ｂと心理的世界を共有し、Ｄのマインドコントロール下にあった被告人Ｂの影響を強く受けていた。被告人Ｃは、Ｄの自分が「神」、「警察官のトップ」であるといった妄想様の発言を当初信じてはいなかったが、被告人Ｂが同発言を信じたため、上記の被告人Ｂの影響により、被告人Ｃも同発言を信じるに至った。

そして、被告人Ｃは、支配・被支配関係の中でＤのマインドコントロール下にあった。玄関に鍵をかけられ逃走経路もなく、周囲が誰も助けてくれないと信じ込まされ、物理的心理的に共生する被告人Ｂを人質に取られた状況であった。

２　期待可能性について

⑴　判断基準

期待可能性の理論は、責任能力の判断とは異なり法律上の根拠があるものではなく、その行為が犯罪の構成要件に該当する違法なものであって、かつ、行為者に故意も責任能力も認められるような場合には、その行為を非難し得る場合がほとんどであり、非難もできないという事態は極めて例外的な場合と考えられる。そこで、期待可能性の理論による責任の阻却は、本件の行為者の具体的な物理的状況、心理的強制状況等を前提として、一般人が実際にその行為者の状況に置かれた場合に、適法行為に出る期待可能性がないといえるような極限的な状態の場合にのみ認められるべきと解される。

⑵　物理的状況、心理的強制状況等

物理的状況についてみると、被告人Ｂと被告人Ｃが身体を拘束されているというような事情はなかったものの、本件当日は家中に鍵などが取り付けられている状態であり、家から外に出るのは困難であった。窓を割るなどして外部に助けを求めることなどは不可能で

はなかったが、家の中には物が多く、窓にたどり着くまでに一定の時間を要する上、音を聞きつければＤがすぐに追いかけてくることも考えられる状況であり、現実的な選択肢ではなかった。また、携帯電話機もＤの管理下にあり、１１０番通報等をして助けを求めることも困難な状況であった。

暴力による支配の状況については、前記認定のとおり、6月には、Ｄによる暴力が一層激しくなっていった上、暴力を止めようとすれば止めた側もそれまで暴力を受けていた側も、より激しい暴力を受けるような状況であった。他方で、被告人Ｂ及び被告人Ｃは、いずれも、本件以前にＤの暴力から他の家族をかばったり、ＤからＥを叩くよう命令された際には、力を加減して叩いたりするなど、命令通りの行動をとらないこともできていた。

また、被告人Ｂ及び被告人Ｃは、Ｄの命令に従うかどうかについても、Ｄの命令に従って自身が暴力を振るった方が、自身や他の家族がＤからの暴力を受けないで済むことや、力を加減することもでき、Ｄからのより激しい暴力を避けることができるなどと自ら判断していた。

心理的強制についてみると、前記認定のとおり、被告人Ｂ及び被告人Ｃとも、Ｄの自分が「神」、「警察官のトップ」であるなどの言葉を信じており、Ｄのマインドコントロール下にあって、外部の人々がＤの味方であると信じていた。

⑶　被告人Ｂの期待可能性について

以上を前提として、まず、傷害致死について、被告人Ｂの適法行為の期待可能性、すなわち、被告人Ｂが、ＤにＥの手を押さえるよう命令されたときに適法行為が期待できたかについて検討する。外

部に助けを求めることは、施錠等の物理的状況や、Ｄのマインドコントロール下にあり、外部の人間はＤの味方であると思っていたことなどからすれば、被告人Ｂにとって、非常に困難であったといえる。他方、マインドコントロールは外部に助けを求められないというようには作用しているものの、Ｄの命令に従ってＥの手を持つという判断が、実際にはＤに操作されていたとまではいえず、従わないと、自身や他の家族が暴力を受けたり、Ｅがより激しい暴力を受けたりするという、暴力による支配の影響が大きかった。このように、被告人Ｂは、Ｄの暴力による支配によって、その命令には逆らい難い状況であったとは認められる。しかし、被告人Ｂは、前記のとおり、本件以前にＤの命令通りの行動を取らないこともできていた上、本件当日も、Ｄの命令に従ってＥの手を持ったものの、その後、Ｅの頭を抱えるような姿勢を取っている。この行動は、被告人Ｂによれば、被告人Ａの振り下ろす鉄パイプがＥの頭に当たりそうであったため、Ｅの頭を守ろうとしたとのことであって、被告人Ｂは、現実の状況を前提として、Ｄの命令に反する判断ができていたのであり、Ｄの命令に盲目的に従っていた訳ではない。また、ＤからＥの手を押さえるように命令された時点では、被告人Ｂや被告人Ｃに対して暴力は加えられておらず、経験上、Ｄの命令に従わなければ暴力を受けるかもしれないという予測の下、自分の判断によりＥの手を持つに至ったものと認められ、Ｄの命令に従わなければ、自身や被告人Ｃに直ちに重大な危害が及ぶことが確実といえるような状況ではなかった。さらに、第１暴行終了後、２階において、被告人Ｂは、Ｄから前日にＥが被告人Ｂと被告人Ｃに押さえられて叩かれたのだろうなどと言われた際に、これを否定するなど、Ｄの意

向に反した言動を取ることができている。この時点では、被告人ＢはＤから鉄パイプで叩かれており、よりＤの意向には逆らい難い状況であったにもかかわらず上記言動を取っていたものであり、それより前で、Ｄからの暴力もなかった第１暴行の時点であればなおさら、Ｄの命令に反する行動を取れる可能性はあった。

そうすると、被告人Ｂは、本件当日、朝からＥの体調が悪いことを認識していた上、ＤにＥの手を押さえるよう命令された時、Ｄが自ら又は被告人３名に命じてＥに暴力を加えることが日常的に繰り返されていたというそれまでの経緯等からすれば、その後、Ｅが鉄パイプで殴られる等の暴力を受けることも認識し得たものといえるから、Ｄの命令に従わないでＥの両手を持たないことや、Ｄに対し、Ｅに対する暴力を止めるよう説得するなどの手段を期待することが可能であったといえる。

また、死体遺棄についても、被告人Ｂは、ＤからＥを捨てに行くと言われ、Ｅの死体の入ったキャリーケースを持ち出し運ぶよう命令されたときに、それを拒否したり、Ｄに対し、死体を捨てるのを止めるよう説得したりするなどの手段を期待することが可能であったといえる。

したがって、被告人Ｂの置かれた具体的な状況を前提として、一般人がその状況に置かれた場合に、Ｄから命令されるままにそのとおり従うほかなく、Ｅの手を持ったり、Ｅの死体の入ったキャリーケースを運んだりする以外に全く選択肢がないような極限的な状態にあったとまではいえず、適法行為の期待可能性はあり、その程度が相当低下していたものと認められる。本件犯行につき、適法行為の期待可能性がなく無罪であるとの被告人Ｂの弁護人の主張は採用

できない。

⑷　被告人Ｃの期待可能性について

次に、傷害致死についての被告人Ｃの適法行為の期待可能性、すなわち、ＤにＥの足を押さえるよう命令されたときに適法行為が期待できたかについて検討する。被告人Ｃについても、施錠等の物理的状況や、Ｄのマインドコントロール下にあることから、外部に助けを求めることが非常に困難であったことは、被告人Ｂと同様である。また、被告人Ｃが、Ｄの命令に従ってＥの足をつかむという判断が、実際にはＤに操作されていたとまではいえず、暴力による支配の影響が大きく、その影響によりＤの命令には逆らい難い状況にあったことも、被告人Ｂと同様である。しかし、被告人Ｃも、前記のとおり、本件以前にＤの命令通りの行動を取らないこともできていた上、本件当日も、Ｄの命令に従ってＥの足をつかんではいるものの、その態様は、Ｅの足首を親指と人差し指でつかむというものであり、Ｅが動かないよう押さえるというＤの命令が意図する持ち方とは異なっている。被告人Ｃは、潔癖症のためなるべくＥに触りたくなかったから、そのような持ち方をした旨述べるが、Ｄの意図に沿わない持ち方や力加減となる行動を自ら判断して取ることができていた。そうすると、被告人Ｃは、現実の状況を前提として、Ｄの命令に一部反する判断ができていたのであり、Ｄの命令に盲目的に従っていたとはいえない。また、ＤからＥの足を押さえるよう命令された時点では、被告人Ｃや被告人Ｂに対して暴力は加えられておらず、Ｄの命令に従わなければ、自身や被告人Ｂに直ちに重大な危害が及ぶことが確実といえるような状況ではなかったことも、被告人Ｂと同様である。

そうすると、被告人Ｃも、本件当日、朝からＥの体調が悪かったことを認識していた上、ＤにＥの足を押さえるよう命令された時、それまでの経緯等からすれば、その後、Ｅが鉄パイプで殴られる等の暴力を受けることを認識し得たものといえるから、Ｄの命令に従わないでＥの両足をつかまないことや、Ｄに対して、Ｅに対する暴力を止めるよう説得するなどの手段を期待することができた。

また、死体遺棄についても、被告人Ｃは、Ｅの死体を捨てに行くため被告人ら宅を出る際に、同行を拒否したり、Ｄに対し、死体を捨てるのを止めるよう説得したりするなどの手段を期待することが可能であったといえる。

したがって、被告人Ｃの置かれた具体的な状況を前提として、一般人がその状況に置かれた場合に、Ｄから命令されるままにそのとおり従うほかなく、Ｅの足をつかんだり、Ｅの死体を捨てに行くことに同行したりする以外に全く選択肢がないような極限的な状態にあったとはいえず、適法行為の期待可能性はあり、その程度が相当低下していたものと認められる。本件犯行について、適法行為の期待可能性がなく無罪であるとの被告人Ｃの弁護人の主張は採用できない。

【量刑の理由】

１　本件は、被告人３名とＤが共謀の上、被告人Ａの子で、被告人Ｂ及び被告人Ｃら共犯者の甥である被害者のＥ（当時６歳）に対し、暴行を加えて死亡させ、その死体を遺棄した傷害致死及び死体遺棄の事案である。

被告人３名の量刑を検討するに当たっては、裁判員量刑検索システムも参照した。その検索条件は、犯行全体について、「（処断罪）傷害致死」、「（動機）児童虐待又はその他の家族関係」、「（処断罪と同一又は同種の

罪の件数）１件」、「（被告人から見た被害者の立場）子又はその他の親族」、「（量刑上考慮した前科の有無）すべてなし」である。「被告人から見た被害者の立場」は、被告人Ｂ及び被告人Ｃの量刑を検討する際には「その他の親族」とし、被告人Ａの量刑を検討する際には「子」とした。また、共犯者間における被告人３名の立場を踏まえ、傷害致死について、動機を限定せず、「共犯関係等」について、「実行共同正犯、従属的」とした量刑データも参照した。

２　まず、犯行全体の犯情をみると、量刑の中心となる傷害致死について、被告人らの犯行により、未だ就学前の６歳という幼いＥが死亡した。Ｅは、本来であればその成長を見守ってくれるはずの存在である母親や、叔父・叔母から、後述のとおり強度かつ理不尽な暴行を加え続けられた末に死に至ったもので、肉体的苦痛のみならず、その絶望感や、将来が奪われた無念さは察するに余りある。大変痛ましいというほかなく、結果は誠に重大である。被告人らは、朝から体調の悪く弱っていたＥに対し、無理やりうつ伏せにさせた上、両手両足を持ち、硬い鉄パイプで背中を多数回殴り、更に、首をつかんで持ち上げたり、鉄パイプで背中を多数回殴ったり、背中の上に乗って多数回飛び跳ねたり踏みつけたりした。成人４名が、幼く、弱って抵抗も十分にできないＥに対して、一方的かつ強度な暴行を繰り返し加えたもので、態様は危険性が高く、悪質な犯行である。その上、被告人らは、日常的にＥに暴行を加えていたものであり、突発的な犯行ではなく、常習的な犯行であって、一層悪質である。

加えて、被告人らは、犯行の発覚を免れるため、Ｅの死体を折り曲げてキャリーケースに入れて隠匿した上、草むらの中に投げ捨て遺棄していることも踏まえると、犯行全体の犯情は相当悪質である。

3　そこで、各被告人個別の犯情についてみる。

⑴　本件犯行の主犯はＤである。Ｄは、マインドコントロールや暴力等によって被告人３名を支配し、被告人Ａに執着して、嫉妬心等から被告人Ａの子であるＥに対して、自ら又は被告人３名に命令して日常的に暴行を加えていたところ、本件当日も、体調が悪く大便を漏らしたり、自分の思い通りに動かなかったりしたＥに苛立ち、被告人Ｂ及び被告人Ｃに手足を持たせた上、被告人Ａに二度にわたって鉄パイプで殴らせたばかりか、自らも首をつかんで持ち上げたり、背中の上に乗って飛び跳ねたり踏みつけたりするなどの強度の暴行を加えている。また、Ｅの死体を遺棄することを言い出し、折り曲げてキャリーケースに入れたり、同キャリーケースを運ばせたりしたのもＤである。共犯者間でその責任が最も重いのがＤであることは明らかである。これに対し、被告人３名は、いずれもＤに命令されて本件犯行に及んだもので、従属的な立場にあった。

⑵　被告人Ｂ及び被告人Ｃは、マインドコントロールや暴力によってＤに支配されていたところ、Ｄに命令されて本件犯行に加わったもので、その立場は従属的であった。被告人ＢはＥの両手を持ち、被告人ＣはＥの両足をつかんでいるが、いずれもＥを強く押さえつけていたものではなく、両被告人による暴行それ自体の危険性は高くはない。また、両被告人は、その後の暴行には直接関与していない。そして、両被告人は、Ｄの命令に従わなければ、自身やＥを含む他の家族がより激しい暴力を加えられると考えて各暴行に及んだものであり、Ｅへの加害を積極的に意図していたものではない。前記認定のとおり、両被告人の期待可能性の程度が相当低下していたことからすれば、Ｄの命令に従って本件犯行に加わったことについて、両被告人の意思決定を強く

非難することは困難である。

そうすると、本件犯行の全体の犯情は重いものの、被告人Ｂ及び被告人Ｃについては、その従属的な立場や、暴行態様、期待可能性の程度等に照らし、同種事案の量刑傾向も参照すると、執行猶予を付す余地もあるといえる。

⑶　被告人Ａは、肉体的暴力や性的暴力によってＤに支配されていたところ、Ｄに命令されて本件犯行を行ったものであり、その立場は従属的であった。もっとも、被告人Ａは、体調が悪く、弱っていたＥに対し、二度にわたり、硬い鉄パイプでその背中を多数回殴打したもので、後述のとおり力加減等をしているものの、Ｅが痛いと叫んでいることなどから相応の力で殴打していたといえ、その態様は危険で悪質である。なお、検察官は、被告人Ａの暴行がＥの死因に直結したと主張する。しかし、証拠によれば、Ｅには、致命的な損傷はないものの、背中に鈍体による打撲、圧迫、擦過による皮下組織の高度挫滅等の複数の損傷が認められ、外傷性ショックにより死亡したと特定されているところ、Ｄの暴行によるものと認められる体幹部圧迫や頸部圧迫の死因に対する寄与の度合いの評価は厳密にはできないとしていること、ＤがＥの背中で飛び跳ねるなどした暴行も鈍体による暴行に当たり得ること、被告人Ａは、その供述によれば、鉄パイプを椅子に当てようとしたり、力を弱めて殴打しようとしたりしていたことなどに照らせば、被告人Ａの暴行が、Ｅの死因に直結したとまでは認められない。

確かに、犯行に至る経緯等をみると、被告人Ａは、Ｄに強く執着されて行動も制限され、家族の中に味方がいないと感じながら、Ｄから激しい肉体的暴力や性的暴力を繰り返し加えられてきたものである。このように、被告人Ａは、Ｄに暴力により強く支配されており、本件

当日、ＤからＥを鉄パイプで叩くよう命令されると、それに従って、力加減等して自ら暴行を加えることで、Ｅに対する激しい暴行を避けようなどと考え、本件犯行に至ったものである。被告人ＡはＤに命令されなければ本件犯行には及んでいないものといえ、このような経緯は、被告人Ａに有利に考慮すべきである。また、被告人Ａは、Ｄから激しい肉体的暴力や性的暴力を受けており、被害者としての一面があることも、被告人Ａにとって酌むべき事情となる。しかし、これらの事情を考慮しても、被告人Ａは、母親というＥを最も守るべき立場にありながら、Ｅが朝から体調が悪く、暴行を加えられ次第に弱っていることも認識しながら、何らの看護等をせず、Ｄによる暴行を止めなかったばかりか、その命令に従って二度にわたって鉄パイプで殴打し、Ｅが痛いと叫んでも止めず、救護等を試みることもなく、Ｅの死亡後、死体を草むらに遺棄するのに同行している。被告人Ａが、Ｄの命令に従って本件犯行を行ったことについて、その意思決定は、強く非難するほかない。

以上によれば、被告人Ａについて、その犯情は被告人Ｂ及び被告人Ｃよりも相当重く、同種事案の量刑傾向も参照すると、その従属的な立場や経緯等を踏まえても、執行猶予を付す余地はなく、実刑に処すほかない。

４　その上で、各被告人の一般情状についてみる。

⑴　被告人Ｂ及び被告人Ｃは、いずれも、甥であるＥを死亡させてしまったことを強く後悔していることがうかがわれる上、特に被告人Ｂについては記憶の欠落等がみられるが健忘によるもので、それぞれ、記憶の限りにおいて事実関係を供述しているものと認められ、自分なりに反省の態度を示している。また、両被告人とも前科前歴がなく、そ

れぞれ福祉の専門家が情状証人として出廷し、社会復帰後は、精神科病院で入院治療を受けさせることや、医療機関や行政とも連携して福祉的に支援する態勢を整える旨証言している。

⑵　被告人Ａは、我が子を死亡させたことを強く後悔し、深く悲しんでいる。被告人Ａは、犯行後には警察官を死体の遺棄場所まで案内しており、記憶の限りにおいて事実関係を供述するなど、自分なりに反省の態度を示している。また、被告人Ａの家庭環境が不遇であったこと、被告人Ａに前科前歴がないこと、福祉の専門家が情状証人として出廷し、社会復帰後は、被告人Ａの特性や知的障害等を踏まえ、後見制度を利用するなどして体制を整え、福祉的な支援をしていく旨述べていることは被告人Ａに有利に考慮できる事情である。なお、本件の背景として、行政の対応に問題があったことは、本件で鑑定を行った精神科医師らも指摘しているところである。

５　以上の事情を考慮すると、被告人Ｂ及び被告人Ｃに対しては、主文の刑に処した上、社会内において、自ら犯した罪と向き合い、どのように行動すれば本件のような痛ましい事件を防げたのか考えて反省を深め、更生することを期待して、その刑の全部の執行を猶予するのが相当と判断した。また、被告人Ａに対しては、有利な犯情及び一般情状を十分に考慮しても、その犯情の重さに照らせば実刑は免れず、有利な事情は刑期の点で考慮することとして、主文の刑を量定した。

（求刑：被告人Ａにつき懲役８年、被告人Ｂ及び被告人Ｃにつきそれぞれ懲役７年）

令和８年１月２３日

神戸地方裁判所第２刑事部

裁判長裁判官　　松　　田　　道　　別

裁判官　　林　　田　　　　海

裁判官　　曽　　田　　博　　紀